

小布施町定年帰農者等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地を将来にわたって持続的に活用する多様な担い手を確保することを目的として、定年及び早期退職等を迎えた人（以下「定年帰農者等」という。）が取得する農業用機械及び設備等の初期投資費用等に対して、予算の範囲内で小布施町定年帰農者等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和46年小布施町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請を行う年度の4月2日において50歳以上65歳以下の者
- (2) 町内に住所を有する者
- (3) 令和7年4月1日以降に退職等し、かつ、当該日から起算して1年以内に交付申請を行う者
- (4) 地域計画のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられている者であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 認定農業者
 - イ 認定新規就農者
 - ウ 基本構想水準到達者
 - エ 交付決定の日から起算して5年以内に、アからウまでのいずれかに該当し、地域計画のうち目標地図に位置付けられる見込がある者（以下「担い手見込者」という。）
- (5) 農業により生計を営むことを目的に年間150日以上かつ、1,200時間以上の作業に従事する者

(6) 交付決定の日から起算して5年間営農する者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、補助対象者としな

(1) 申請する事業について、国又は地方公共団体等が実施する他の補助制度の対象
となっている者

(2) 過去にこの要綱、小布施町親元就農者支援事業交付金交付要綱及び新規就農者
育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次
官依命通知）別記2の就農準備資金・経営開始資金の交付を受けたことがある
者

(3) 町税等を滞納している者

(4) 小布施町暴力団排除条例(平成24年小布施町条例第16号)第2条に掲げる暴力団
員等

(5) その他町長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、定年帰農者等
が、営農のために必要な農業用機械及び設備等の取得に係る事業を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、個々の農業用機械及び設備等の取得価格が10万円未満（消
費税及び地方消費税を含む。）のものは補助対象事業としな

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、
別表のとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとす
る。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に小布施町定年帰農者等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) 退職等の日を証明する書類
- (4) 2社以上の見積書の写し
- (5) カタログ等
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、小布施町定年帰農者等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の不交付を決定したときは、小布施町定年帰農者等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（変更等承認申請）

第7条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付決定後に、次のいずれかに該当するときは、小布施町定年帰農者等支援事業補助金交付変更（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項第1号の軽微な変更とは、補助対象事業の目的等が変わらないものであって、交付決定額の20%以内の減額である変更とする。

（変更等の承認）

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更（廃止）を適当と認めるときは、交付決定者に対し、小布施町定年帰農者等支援事業補助金交付変更（廃止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに小布施町定年帰農者等支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第8号）に、次に掲げる必要書類を添えて、町長に報告するものとする。

- （1） 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し
- （2） 補助対象事業を実施したことが分かる写真等
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告及び請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額の確定を行い、小布施町定年帰農者等支援事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（就農状況報告等）

第11条 担い手見込者は、翌年度の7月末日までにその直前の1年間の就農状況報告書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。ただし、初回の就農報告対象期間は、交付決定の日の翌日から翌年度の6月末までとする。

2 前項に規定する報告は、認定農業者、認定新規就農者又は基本構想水準到達者のいずれかに該当するまで行うものとする。

3 町長は、報告を受けたときは、必要に応じて長野県及び小布施町農業委員会と協力し、営農が行われているか現地確認等を実施するものとする。

（調査等）

第12条 町長は、必要に応じて交付決定者から報告を求め、又は調査することができる。この場合において、必要があると認めるときは、当該受給者に対し、改善に関する指導を行うことができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、災害等やむを得ない事情として町長が認めた場合にはこの限りでない。

- (1) 交付決定の日から起算して5年間営農を継続しなかったとき。
- (2) 改善に関する指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わないとき。
- (3) 担い手見込者であって、交付決定の日から起算して5年以内に、認定農業者、認定新規就農者又は基本構想水準到達者のいずれにも該当しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (5) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他町長が不相当と認めるとき。

(情報共有)

第14条 町長は、長野県及び小布施町農業委員会と交付決定者の情報を共有することにより、交付決定者の営農定着を支援し、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複及び虚偽申請確認のために利用するものとする。

(財産の処分及び制限)

第15条 交付決定者は、取得した農業用機械及び設備等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を満たした財産はこの限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和 11 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>営農に際して必要となる農業用機械及び設備等の取得に係る経費は、2者以上から徴取した見積書のうち、最低の金額を補助対象経費とする。軽トラック、除雪機、家庭用冷蔵庫、パソコン、スマートフォン等の汎用性のある物は、補助対象経費から除く。</p>	<p>補助対象経費の総額の2分の1以内の額。ただし、50万円を限度とする。</p>